

一坂町県道推進室からのお知らせ

# 県道だより

第5号 発行：平成16年4月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町  
平成ヶ浜一丁目1番1号  
坂町県道推進室

TEL (082) - 820-1536

FAX (082) - 820-1523

E-mail: sanken@town.saka.hiroshima.jp


前回は、まちづくりと都市計画について、「まちをつくる計画」「まちに必要な施設の計画（県道がまちの骨格となる都市施設）」「まちのつくりかた」についてどのようにするか、まちづくりには地域住民と行政が協働して創意と工夫を生かした取り組みをする必要があることをお知らせしました。

今回は、現在の「まち」状況と課題を、都市計画図から具体的に考えたいと思います。

### 坂地区の都市計画図


市街化区域（用途地域）・都市施設

**工業地域**




工場が建てられる地域です。住宅やお店も建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

**商業地域**




駅前にふさわしい商業・業務施設が集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

**近隣商業地域**




まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

**第二種住居地域**




主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所などは建てられません。

**第一種住居地域**



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所などは建てられます。

**第一種中層住居専用地域**



良好な戸建て住宅の環境を守る地域で中高層の住宅も建てることができます。500㎡までの一定のお店などは建てられます。

**都市施設**

都市計画道路：矢野坂線  
昭和46年計画決定（国道31号）  
県道坂都市計画道路：坂中央線  
平成13年計画決定（県道坂小屋浦線）

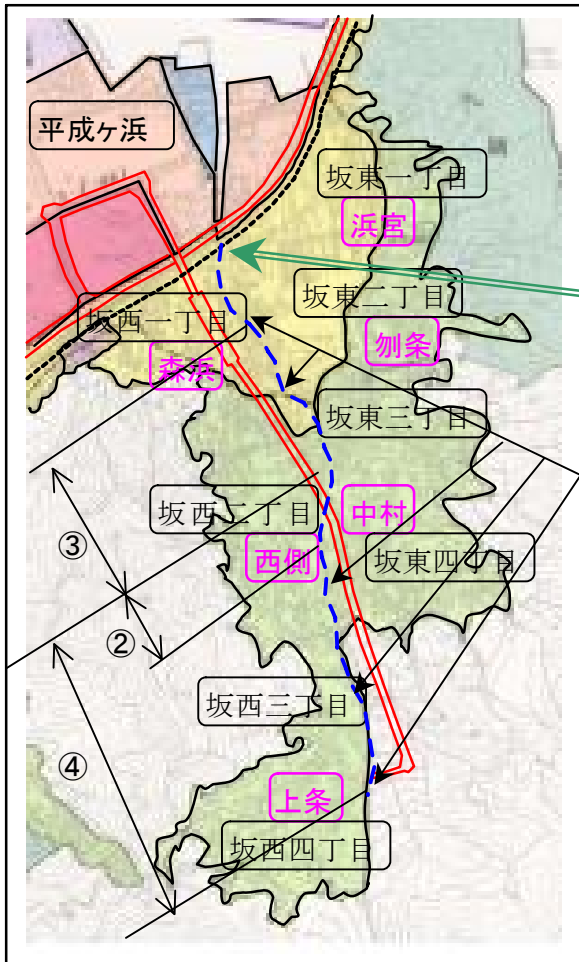
## 市街化区域（用途地域における建築のルール）

用途地域が指定されている地域においては、建築物の用途の制限や建て方のルールが定められています。これによって、土地利用に応じた環境の確保が図られるようになっています。

### □ 都市計画法と建築基準法について

都市計画法で定められた用途地域については、建築確認申請を行った場合に、建ぺい率や容積率、構造などと共に、その用途地域内で建築可能な建物であるか審査され、基準に適合していれば、建築確認済書が交付されます。

### 坂地区の都市計画図（課題）



### 総頭川踏切の課題

● 国道信号機と踏切遮断機が連動できないための渋滞（無理な通過による事故の危険性）

国道 31 号

呉方面←

→海田方面

● 踏切が狭く円滑な通行ができない（歩行者・車の安全確保）

● 国道と踏切の間隔が狭い（滞留車両の安全確保）

JR 呉線

● 平面交差（踏切事故の危険性）

### 幹線道路の町道総頭川 1 号線の課題

- ① 道路が蛇行しており、対向車との視距が悪く円滑に通行できない区域
  - ・ 恵美須橋上流、森浜橋付近、中西橋上流、寺参橋下流、及び向井田橋付近
- ② 離合が困難な区域
  - ・ 本総頭橋から荒神橋
- ③ 歩車道の区別がなく、自転車、歩行者などの安全が確保できない区域
  - ・ 恵美須橋上流から本総頭橋
- ④ 歩道が狭く、車椅子などバリアフリーに対応できてない区域
  - ・ 本総頭橋から向井田橋

### 坂地区市街地の課題

市街地の生活道路は、ほとんど車両の円滑な通行が困難で未整備の状態となっております。

これは、土地が急峻で古くからある狭い道路沿いに宅地・建物が密集しており、狭い道路を拡幅することが困難な状況が原因となっております。

これらの住宅地では消防、救急活動の妨げとなるばかりでなく、日常の交通や日照・風通しなど生活環境面からは、いろいろな問題を抱えています。



坂地区の将来を考え、行政と住民が協働し創意と工夫を生かして課題を解消し、誰もが住みやすい安全で快適なまちづくりのためには、県道を骨格としたまちづくり計画を推進することが必要と考えます。